

「宇都宮市民遺産制度」の創設について

1 制度の目的

市民や地域に愛され、親しまれてきた歴史文化資源（有形、無形）に焦点を当て、その価値を市民全体で共有するとともに、保存活用に取り組む団体の活動を支援することにより、地域や社会全体で歴史文化資源を継承する仕組みをつくることを目的に創設する。

2 制度の概要

(1) 制度の内容・・・別紙

(2) 制度の特徴

ア 「地域の宝」を守る新たな制度

これまでの文化財の指定制度による価値判断ではなく、地域の人々に愛され、親しまれている「地域の宝」を認定することにより、市民共有の財産としての誇りや愛着の醸成を促し、後世に守り伝えていくことを喚起する。

イ 地域ぐるみの保存活用の促進

市民遺産の申請に当たり、地域まちづくり組織等からの推薦をもらうことにより、地域ぐるみで歴史文化資源を保存活用する体制づくりを促進するとともに、地域のコミュニティの活性化にも寄与する。

3 周知方法

- ・地域まちづくり組織を対象とした制度説明の開催
- ・文化課窓口及び文化施設に周知用チラシを配布
- ・市ホームページ、宇都宮の歴史と文化財ホームページ、広報うつのみや など

4 スケジュール

令和2年度	4月～	制度の周知（広報紙、市ホームページ、チラシ等）
	7月頃	市民遺産の認定募集開始
	10月～	市民遺産の審査
	1月頃	認定発表
令和3年度		認定団体への支援開始（補助事業等）

宇都宮市民遺産制度の概要

1 制度の目的

本制度は、市民や地域に愛され、親しまれてきた歴史文化資源（有形、無形）に焦点を当て、その価値を市民全体で共有するとともに、保存活用に取組む団体の活動を支援することにより、地域や社会全体で歴史文化資源を継承する仕組みをつくることを目的に創設する。

2 制度の名称

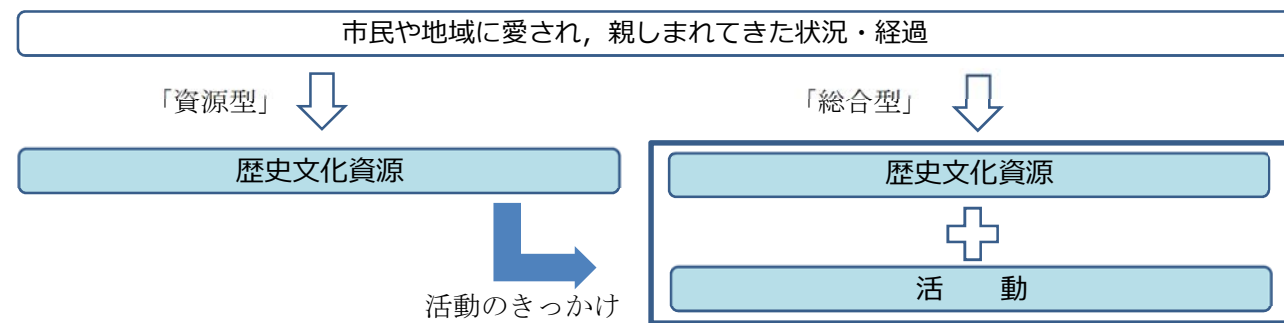
「宇都宮市民遺産制度」 愛称：「みや遺産」

3 宇都宮市民遺産の定義

- ・「宇都宮市民遺産」は、市民や地域に愛され、親しまれている「歴史文化資源」とする。
- ・歴史文化資源は文化財の指定・未指定に係らず対象とする。

4 認定の種類

- 「資源型」・・・「歴史文化資源」のみを認定
→ 認定された資源等の魅力発信を行い、活動を促していく。
- 「総合型」・・・「歴史文化資源」と「保存活用する活動」をセットで認定
→ 認定された活動を支援していく。



5 認定基準

「資源型」は①・②を、「総合型」は①・②・③を、満たすものとする。

①市民や地域に愛され、親しまれている歴史文化資源であること

- ・申請書に、地域に愛され親しまれている状況や経過などを多くの市民に伝わるように記載いただき、その内容を審査する。

②歴史文化資源そのものの要件等

- ・本市の歴史的経緯や地域の風土に根ざし、世代を超えて受け継がれているものであること。
- ・現物、本物であること。（時代考証のもと復元・修復されたものも含む）

③活動の要件等

- ・歴史文化資源を核とした活動であり、地域コミュニティの活性化や歴史文化を継承する人材育成に資する活動であること
- ・認定後の活動計画を提出いただき、その内容を審査する。

【活動例】

- ・地域ぐるみで行う伝統行事（屋台巡行等）や歴史文化資源を核としたイベント（古墳まつり等）
- ・地域ぐるみで行われる文化財の維持管理活動・環境美化活動（清掃活動・草刈等）
- ・学校や子供会等と連携した保存活用の活動（文化財清掃活動・学習会等）等



伝統行事



古墳を核としたイベント



天然記念物を核としたイベント



歴史的建造物を使った地域活動

6 認定期間

- ・「総合型」は、各団体の活動の継続性を高めていくために、認定期間は10年とする。認定期間中は、毎年活動を行うことを条件とし、毎年活動状況の確認を行う。
- ・「資源型」は認定期間を設けない。

7 認定の取消し

- ・以下のいずれかに該当するときは、宇都宮市民遺産の認定を取り消すことができる。
 - ①宇都宮市民遺産としての価値を失ったと認められるとき（例：活動が途切れた場合、資源が滅失した場合）
 - ②宇都宮市民遺産としての適格性を欠くと認められるとき（例：営利的活動と認められた場合）
 - ③推薦者又は所有者等から認定の取消しの申出があったとき
 - ④教育委員会が取り消すことが適当と認めたとき

8 認定の流れ

【申請】

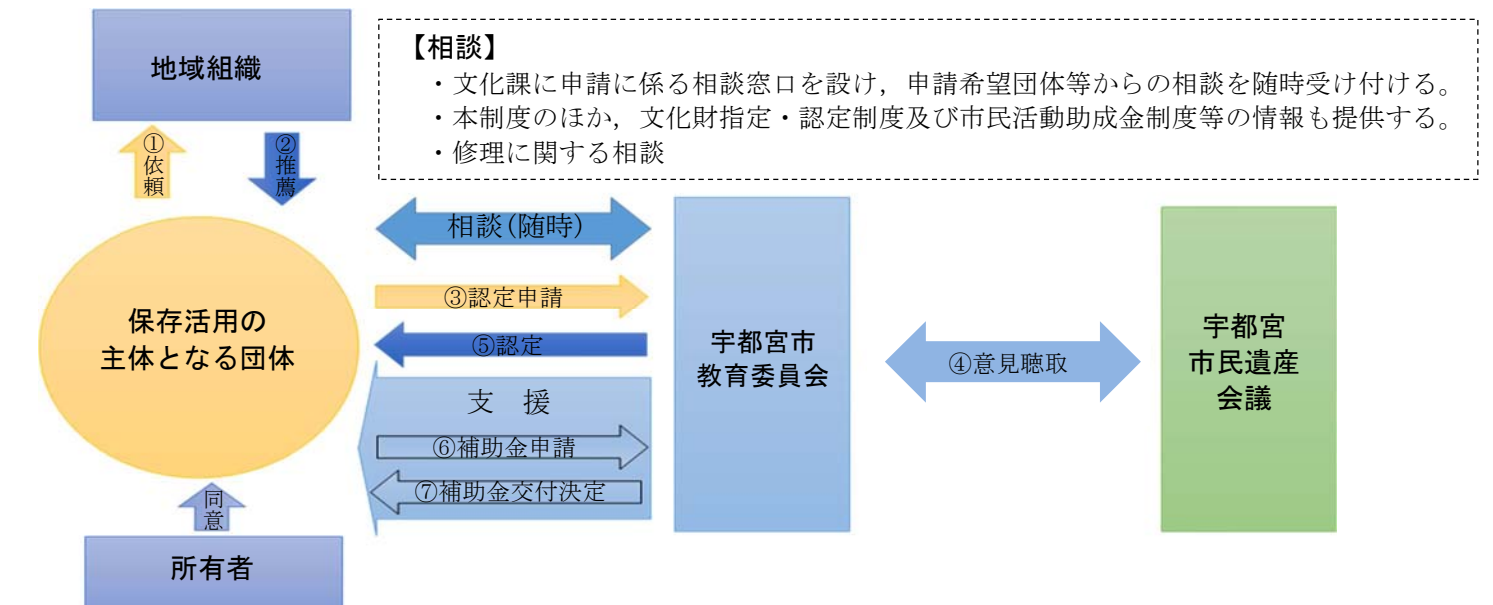
- ・申請者は、保存活用の主体となる団体等（単位自治会を含む）
- ・地域（まちづくり協議会もしくは自治会連合会）の推薦を必須とする。

【外部意見聴取】

- ・「宇都宮市民遺産会議」を組織し、認定に係る外部意見を聴取する。

【認定】

- ・「宇都宮市民遺産会議」の意見を踏まえ、教育委員会が認定する。



9 市民遺産の情報発信及び支援

①市民遺産の魅力発信と活動継続への支援（市が主体となって行う事業）【総合型】【資源型】

- ・認定された歴史文化資源や活動の情報発信のほか、認定団体が活動を継続するために必要な知識等の習得の支援を行う。

魅力・情報発信

- ・広報紙・ホームページで周知

人材派遣

- ・団体への有識者派遣

②認定団体への支援事業【総合型】【資源型(修理のみ※)】

- ・指定文化財の補助金（「活動費」「管理費」「修理費」）の枠組みを準用して支援を行う。

補助メニュー	対象	補助内容
活動費補助金	活動に係る経費 (会場準備費、活動用具・燃料費、パンフレット制作費等)	補助率：50%以内 上限：予算の範囲内
管理費補助金	収蔵庫 新築・改築	補助率：40%以内 上限：新築 400万円
修理費補助金	保存修理事業 等	補助率：40%以内 上限：300万円

認定団体への支援

「資源型」	「総合型」
情報発信・人材派遣	情報発信・人材派遣
+	+
補助制度 修理費※	補助制度 活動費 管理費 修理費

※その後の保存継承に支障があると認められ、修理後に公開等の活動を行う場合